

# 第1章

## 水産政策の改革について



## (1) 水産政策の改革に至った背景

我が国の周辺には豊かな漁場が広がっており、日本の水産業は多種多様な水産物を国民に供給しています。

しかしながら、日本の漁業生産量は30年間で約3分の1に減少し、漁業を担う漁業就業者は高齢化が進むとともに減少傾向が続いています。また、気候変動等による海洋環境の変化が水産資源の分布・回遊にも大きな影響を与えかねないこと、日本の周辺水域で外国漁船の操業が活発化していること、我が国が本格的な人口減少社会に入り、高齢化も著しく進んでいることなど、漁業や漁村を取り巻く環境変化のリスクも大きくなっています。

一方で、生産現場においては、地域の漁業の課題の解決に向けて漁業者が主体的に取り組む「浜の活力再生プラン」など、漁業者の所得向上や浜のにぎわいの維持のための様々な動きが生まれています。また、ICT<sup>\*1</sup>などの新技術の活用も可能となってきました。

このような状況下で、将来を見据えたときに、日本の水産業が変化に対応して発展できる仕組みに変えていくことは待ったなしの状況にあると考えられます。

## (2) 水産政策の改革について

こうした背景を踏まえ、平成29（2017）年4月に閣議決定された新たな水産基本計画においては、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係法律の見直しも含め、引き続き検討していくこととしました。

これを踏まえて検討を進め、平成29（2017）年12月には「水産政策の改革の方向性<sup>\*2</sup>」を、平成30（2018）年6月には水産政策の改革の具体的な内容を定めた「水産政策の改革について<sup>\*3</sup>」を「農林水産業・地域の活力創造プラン」（農林水産業・地域の活力創造本部決定）に盛り込みました。

「水産政策の改革について」において、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行うこととしました。

- 1) 新たな資源管理システムの構築
- 2) 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革
- 3) 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し
- 4) 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し
- 5) 水産政策の改革の方向性に合わせた漁業協同組合（漁協）制度の見直し
- 6) 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮

「水産政策の改革について」の内容のうち、資源管理措置、漁業許可、漁業権などの漁業生産に関する基本的制度並びに漁業協同組合等に関する制度について必要な法整備を検討し、平成30（2018）年11月に「漁業法等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出し、同

\* 1 Information and Communication Technology：情報通信技術、情報伝達技術。

\* 2 「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成29年12月8日改訂）別紙8」

\* 3 「農林水産業・地域の活力創造プラン（平成30年6月1日改訂）別紙8」



年12月8日に成立、同月14日に公布されました。

なお、施行は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日としています。

### 水産政策の改革の経緯（平成31（2019）年3月末現在）

平成29年4月28日

新たな「水産基本計画」策定



「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討

平成29年12月8日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂（別紙8「水産政策の改革の方向性」）



「水産政策の改革の方向性」に沿って、具体的な内容について検討

平成30年6月1日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂（別紙8「水産政策の改革について」）

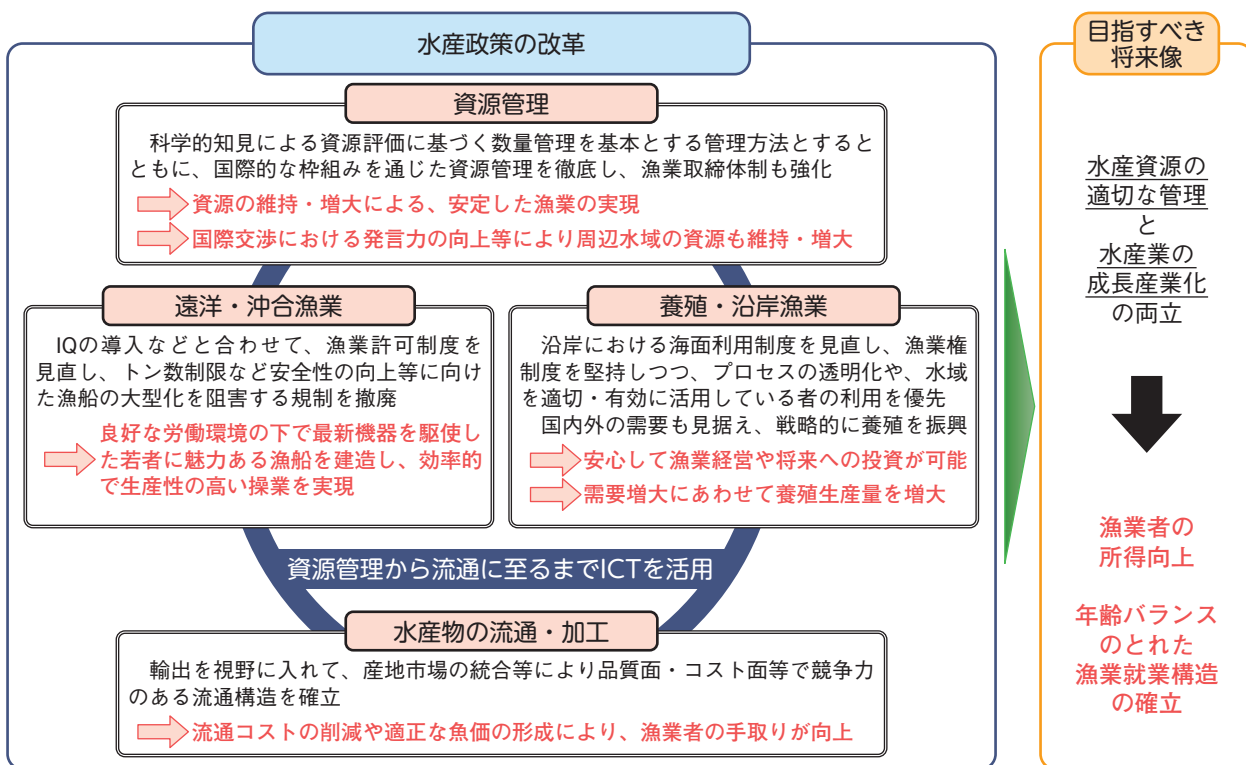


「水産政策の改革について」の項目のうち、資源管理措置、漁業許可、漁業権などの漁業生産に関する基本的制度について必要な法整備を検討

平成30年12月8日

漁業法等の一部を改正する等の法律 成立（公布は12月14日）

### 水産政策の改革の全体像（平成31（2019）年3月末現在）



### (3) 水産政策の改革（新漁業法等）のポイント

#### ア 新漁業法の目的

水産資源の持続的な利用の確保と水面の総合的な利用を図るため、新たな漁業法は、「漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、（中略）水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする」と明記しています。

#### イ 新たな資源管理システム

資源管理には、様々な手法があります。漁船の隻数や大きさの制限、魚の大きさや漁期などの制限、そして、漁獲量の制限、つまり漁獲してよい量（TAC（漁獲可能量））を決めることなどです。

これまで、TACを定めた魚種が限られていたこともあり、漁業生産量の減少が続いてきました。また、昨今、我が国周辺水域における諸外国の漁獲量が増大しており、関係国に、漁獲量の適切な制限等により、共通の資源をきちんと管理するよう、強く働きかける必要があります。

このため、今後は、漁獲量に占めるTAC対象魚種の漁獲量の割合が増えるようにしていくこととしました。

毎年のTACの設定も見直します。これまでは、親の魚の量が生まれてくる魚の量を安定して確保するために必要な最低限の水準を下回らないことを目指してきました。

一方、資源が豊富になれば、より多く、そしてより安定して漁獲できるようになります。そこで、今後は、最新の科学的知見に基づき、現在の環境の下において、より多く、より安定して漁獲することができる水準に資源を回復・維持することを目標として定めます。

その上で、この目標を何年かけてどのように実現していくか、行政、研究機関、そして漁業者と議論して決めていき、その道筋に沿って、毎年のTACを決めていくこととなります。

また、TACの管理についても、準備の整ったものからTACを漁業者又は船舶ごとに割り当てる漁獲割当て（IQ）を導入していくこととしましたが、漁獲割当て（IQ）制度には、1）責任が明確化されることにより、より確実な数量管理が可能になるとともに、2）割り当てられた漁獲量を漁業者の裁量で計画的に消化することで効率的な操業と経営の安定が促されるといったメリットがあります。

この「漁獲割当て（IQ）」導入により、TACをきちんと管理するとともに、必要以上に競争せず、例えば、旬の高く売れる時期にできるだけ獲ろうといった、計画的な操業が期待できます。

#### ウ 漁業許可制度

漁船や漁業者の数が減少する中、漁業の生産性を高めるため、できるだけ柔軟な制度にしていきます。例えば、これまでは農林水産大臣の許可は、5年に1度、全ての許可を一斉に出す（一斉更新）ことになっていたため、新規参入するには、次の許可のタイミングを待つ必要がありました。

これからは、一斉更新をやめ、既に許可のある方の更新はこれまで同様に扱うとともに、



他の漁業者の廃業などで新規許可の余裕が生じたときは、必要に応じて許可できるよう見直しました。

さらに、若い人に魅力ある漁業となるには、漁船の安全性、居住性、作業性を高めることが重要です。それには、漁船の大型化も必要です。このため、今後、漁獲物の相当部分にIQが導入され、IQでしっかり管理される船舶については、船舶の大きさなどの制限を緩和することとしました。もちろん、無秩序に進めるのではなく、資源管理やトラブル防止の点から問題が起きないように、国が責任を持って調整します。

## エ 漁業権制度

漁業権とは、一定の水面で、一定の期間、他人に妨害されることなく特定の漁業を営むことができる権利です。

今、漁業者の減少・高齢化がみられる中、地域差はありますが、どうやって浜を存続させるかが課題となっています。このため、適切かつ有効に活用されている漁場については、漁業権者の漁場の利用を確保しながら、利用されなくなったり、利用度が低下した漁場については、協業化や新規参入も含めて、総合利用していく必要があります。これが今回の漁業権制度の見直しの狙いです。

まず、地元の漁業者が、目の前の漁場を共同で利用し、貝や海藻などを採るための「共同漁業権」については、古くから、目の前の漁場の管理はその地元が行ってきたことに鑑み、地元の漁協に免許されています。今回の改正後も、共同漁業権は漁協に免許されることに変更はありません。

次に、定置網を設置して漁業をするための「定置漁業権」と生簀いけすなどを設置して養殖業を行うための「区画漁業権」については、現在、漁業者又は漁協に免許が行われ、誰に免許するかは、法律で優先順位が決められています。

この優先順位の仕組みは、かつて、自らは漁業を行わず、漁業者・漁業従事者を使って利益だけを得る人にも多く免許が行われていたことへの反省から、戦後に現在の漁業法が作られた際、実際に漁業を行う人に免許が行われるようにするため定められたものです。これまでの運用もあり、当時の悪い慣習は既になくなり、逆に、優先順位によって、きちんと漁業をしていても、切替えの際に優先順位が上の人に漁場を渡さなければならないという事例も起きています。

そこで、今回、優先順位をやめ、漁業権を持つ方が漁場を適切かつ有効に活用している場合には、優先して免許が受けられるように見直しました。

また、新たに漁業権を設けるなど既存の漁業権者がいない場合には、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することにしました。なお、都道府県知事が新しい漁業権を設定する際には、関係する漁業者から意見を聴き、トラブルが生じないようにしなければなりません。

今回の改正をきっかけとして、利用されなくなったり、利用度が低下したりした漁場があれば、その活用に向けた前向きな検討が行われることが期待されています。

## オ 海区漁業調整委員会制度

海区漁業調整委員会は、漁業者を主体とする委員会で、知事が漁業権を免許する場合など

に意見を述べたり、自ら指示も出す重要な組織です。

一方、漁業者の委員は選挙で選ぶこととされていますが、実際に投票が行われることが少ないこと、委員の総数や固定された内訳（漁業者・漁業従事者委員9名、学識経験・公益代表委員6名）が実態に合わないことといった課題もあるため、漁業者中心という性格を維持した上で、地域の実態に合った委員会が設置できるように見直しを行いました。

具体的には、委員総数を地域の実情に応じて増減できるようにしたほか、漁業者・漁業従事者の選挙制度をやめて、知事が全員を任命することにしました。その際、都道府県知事の任命には、漁業者が過半数を占めること、漁業者の地区や漁業の種類が偏らないようにすること、事前に漁業者や漁業者団体による推薦・応募を行うことなど、漁業者の意見がしっかり反映される委員会となるようルールを定めました。

### カ 密漁対策

近年、悪質な密漁が社会問題になっています。そこで、高値で取引され、被害が特に深刻な農林水産省令で定める特定の水産動植物（ナマコなどを想定）について、許可などを持たずに採捕した者や、密漁品と知って譲受<sup>ゆずりうけ</sup>や運搬などをした者への罰則を新設し、3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金を科すこととしました。この額は、個人に対する罰則としての最高水準です。また、無許可漁業や漁業権侵害等の罰金額も大幅に引き上げました。

### キ 漁業協同組合制度の見直し

各地の漁協では、漁業者の獲った、新鮮でおいしい魚を提供するため、活け締めなどによる鮮度向上やブランド化、売り先の開拓といった新しい取組にチャレンジしています。

そのような漁業者にとってメリットとなる漁協の取組を後押しするために、「水産業協同組合法」に漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、販売事業を行う漁協の理事に販売の実践的な能力を持つ方を登用していただくことにしました。この理事については、外部の方の登用を強いるものではなく、漁協職員などからの内部登用も可能です。



## 漁業法等の一部を改正する等の法律の概要

### 趣 旨

漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。  
適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

### 改正の概要

#### I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

##### (1) 新たな資源管理システムの構築

###### 科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復

###### 【資源管理の基本原則】

- 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条）
- TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条）

###### 【漁獲可能量（TAC）の決定】

- 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条）

###### 【漁獲割当て（IQ）】

- 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条）
- 割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条）

##### (2) 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

###### 競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条）
- 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条）
- 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条）

##### (3) 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

###### 水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

###### 【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- 都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表
- 知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条）

###### 【漁業権を付与する者の決定】

- 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条）

###### 【漁場の適切・有効な活用の促進】

- 漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条）

###### 【沿岸漁場管理】

- 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条）

##### (4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮（第174条）

##### (5) その他

- 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条）
- 密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条）

#### II 水産業協同組合法の改正

##### 水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

### 新たな資源管理システムの導入（TAC 管理）

我が国の資源管理は、許可制度に基づく船舶のトン数規制などを中心とし、アジ、サバなどは漁獲可能量（TAC）制度の下で漁獲量管理を行ってきましたが、TAC 対象魚種が限られていたこと等もあり、漁業生産量の減少は続いています。

このため、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復することを目標として、TAC を基本とする新たな資源管理システムを構築することで漁獲量等の増大を目指します。（TAC 対象魚種は早期に 6 割→8 割を目指す（漁獲量ベース））

#### 【概要】

- ✓ 資源管理は、資源評価に基づき、TAC による管理を行い、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復させることが基本
- ✓ 資源調査を行い、その結果による資源評価を踏まえて資源管理目標を設定
- ✓ 資源管理目標に従い TAC を設定

#### 実施に当たっての配慮

沿岸漁業は、船舶の数が多く、多様な魚種を来遊に応じ漁獲し、多数の港で多種類を少量水揚げすることから、漁獲量の把握や魚の資源評価が難しい実態があるため、まずは漁獲量を適切に把握する体制づくりが必要となります。

### 漁獲割当て（IQ）の導入

TAC を漁業者又は船舶ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することにより TAC の管理を行う漁獲割当て制度（IQ）には、

- ①責任が明確化されることにより、より確実な数量管理が可能となるとともに、
- ②割り当てられた漁獲量を漁業者の裁量で計画的に消化することで効率的な操業と経営の安定が促される  
といったメリットがあります。

このため、準備が整った漁業・海域から IQ を導入することにより、早いもの勝ちで魚を獲るのではなく、漁業者が計画的に操業時間・日数を調整できる効率的な漁業を実現します。

#### 【概要】

- ✓ 特定の魚種、漁業種類、操業区域の区分において、船舶毎の IQ を導入
- ✓ IQ の準備が整わない場合は、従来どおり漁獲量の合計による管理を実施
- ✓ IQ の移転は、船舶の譲渡など、一定の場合に限定し、大臣等の認可が必要

#### 実施に当たっての配慮

- ・ IQ 導入は、操業の隻数が比較的少なく、水揚港も限定される等管理のための条件が整っている大臣許可漁業から順次導入していくことになると考えています。
- ・ 沿岸漁業については多種多様な資源を来遊に応じて漁獲し、船舶の数も多いという特性があるため、漁獲量の把握が難しいという問題を解消しつつ、準備が整ったものから導入の可能性を検討してまいります。
- ・ 大臣許可漁業においては、漁業者がこれまで取り組んできた資源管理措置を尊重しつつ、IQ 導入のメリットが十分に発揮され、資源管理が適切に行われるようにしていきます。



## 漁業許可制度の見直し

漁船漁業については、競争力を高め、若者に魅力ある産業とすることが必要です。

近年の技術の発展等を踏まえ、新漁法に対する許可や複数の漁法をまとめた形の許可などに柔軟に対応できるように、漁業許可制度を見直します。また、大臣許可漁業の一斉更新制度を廃止し、適格性を有する者は継続して許可が受けられる一方で、新たな許可を行う場合は、その都度、公示を行うことで新規参入できるようになります。

また、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を高めるために、船舶の大型化を進めていくことが必要です。このため、国が責任を持って関係漁業者との調整を図った上で、漁獲量全体に占める TAC 対象魚種の漁獲量の割合が高い漁業のうち、IQ の導入が進んだものについて船舶の規模に係る制限を定めないとします。

### 【概要】

- ✓ 許可体系を見直すとともに、随時新規・更新許可を行う制度に転換
- ✓ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付け
- ✓ 漁獲割当て (IQ) を導入した漁業のうち一定の条件が確保されたものについては船舶の規模に関する制限を定めない

### 実施に当たっての配慮

漁業者間の調整を行い、操業期間や区域、体長制限等の資源管理措置を講ずることにより、国が責任を持って資源管理の実施や紛争の防止を確保することを確認した上で、漁獲物の相当部分に IQ が導入された船舶については、トン数制限など船舶の規模に関する制限を定めないとします。

## 養殖・沿岸漁業（漁業権制度の見直し）

我が国の沿岸水域が様々な漁業によって重複的に利用されている中で、資源管理を適切に行い、漁場の円滑な利用を確保するために漁業権制度が果たしている機能は極めて重要なものです。

漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域差はありますが、利用されない漁場も出てきており、どうやって浜を存続させていくかが課題となっています。このため、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、利用されなくなった漁場については、協業化や地域内外からの新規参入を含め、水面の総合利用を図ります。

なお、新たな区画を設定する場合にも、都道府県知事はその水域を利用している漁業者や関係する漁協等の意見を聴き、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定する必要があり、周辺で操業する他の漁業への影響等を考慮しなければなりません。

### 【概要】

- ✓ 都道府県知事は、海面を総合的に利用するため、海区漁場計画を定める
- ✓ 共同漁業権の免許の適格性を有するのは、漁協又は漁連のみ
- ✓ 定置・区画漁業権は、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許し、それ以外の場合（漁業権の新設等）は地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許
- ✓ 都道府県知事は漁場計画の作成に際し水域を利用する漁業者等の意見を聴かなければならない
- ✓ 新区画の設定に際しても、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定することが義務付けられるため、都道府県知事は周辺で操業する他の漁業への影響を考慮することが不可欠

### 実施に当たっての配慮

「適切かつ有効」とは、過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用することを意味します。「適切かつ有効」の具体的な判断の基準等は技術的助言として国が示します。

## 沿岸漁場管理制度

沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動は、それ自体が収益を生むものではありませんが、将来にわたって良好な漁場を維持し、沿岸水域の漁業生産を増加させていく観点から、以前から漁協が組合員のための事業として実施しています。

他方、組合員の減少や高齢化、新規参入等により組合員以外の漁場利用者が増加した場合、組合員による負担を前提とした漁協の活動だけでは限界が生じてくる可能性があります。また、一部の漁協では参入した企業等から漁場管理のために協力金を徴収していますが、根拠が不透明との指摘もあります。

このため、漁協等が、構成員以外を含め漁場を利用する者が広く受益する保全活動を実施する場合に、都道府県がその申請に基づいて指定し、一定のルールを定めて沿岸漁場の管理の業務を行わせることができる仕組みを新たに設けることとしました。

### 【概要】

- ✓ 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、保全活動を実施する漁場ごとに漁協等からの申請により、海区漁業調整委員会の意見を聴いて沿岸漁場管理団体として指定
- ✓ 指定された漁協等は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受ける
- ✓ 沿岸漁場管理規程には、保全活動の目標や内容、費用の見込みに関する事項（構成員以外から協力を求める場合は、その算定根拠や用途等を含む）等を規定
- ✓ 漁協等は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を実施

### 実施に当たっての配慮

- ・ 保全活動は、都道府県が漁業者等の意見を聴いて実施する必要があると判断した場合に、漁場計画に定めたと上で、実施するものです。
- ・ 実施する団体の指定も、その申請によることとしています。
- ・ 漁場の保全活動を沿岸漁場管理制度によらず漁協の自主的な活動として行う場合には、従前どおりに実施することができます。



## 密漁対策のための罰則強化

近年、悪質な密漁が問題になっています。特に、沿岸域においてナマコ等を狙った密漁は、その行為の様子が極めて悪質化しており、組織的かつ広域的に無秩序な採捕が繰り返され、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与えています。

このような密漁の発生状況を踏まえ、犯罪者に対して効果的に不利益を与え、密漁の抑止を図るため、特定の水産動植物(ナマコ、アワビ等を想定)を採捕する者への罰則を新設するなど、罰則を強化します。

### 【概要】

- ✓ 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
- ✓ 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
- ✓ 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

採捕禁止違反の罪 密漁品譲受等の罪	無許可漁業等の罪	漁業権侵害の罪
3年 / <b>3,000万円</b>	3年 / <b>300万円</b>	20万円 / <b>100万円</b>

※法定刑は懲役又は罰金

個人に対する罰金の最高額

### 【効果的な密漁対策】

今回の法改正による3,000万円という罰金額は、個人に対する最高額の罰金であり、水産庁としては、密漁の抑止に極めて大きな効果があると考えています。

悪質な密漁者の検挙に向け、関係機関、関係都道府県の取締機関、漁業関係者等との連携を強化して、今回の改正が効果を発揮するよう努めてまいります。

## 漁協制度の見直し

漁業者の所得向上のためには、漁協の販売事業の強化が重要です。各地の漁協で小売業者との直接取引、産地市場の統合、ブランド化による浜値の向上など多様な取組が展開されています。より多くの漁協にチャレンジしていただくため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する方を1人以上登用していただくこととします。

### 【概要】

- ✓ 漁協は、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨規定
- ✓ 販売事業を行う漁協は、理事のうち1人以上は水産物の販売等に関し実践的能力を有する者を登用

### 実施に当たっての配慮

販売の専門能力を有する理事については、外部登用を義務付けるのではなく、漁協職員として販売事業を担当されてきた方など内部登用も可能とし、常勤・非常勤も問わないこととしています。

## 信漁連等に対する公認会計士監査の導入

金融情勢が厳しさを増す中、信漁連等についても公認会計士監査を導入し、信用事業の健全性の確保を図ります（既に他の金融機関には導入済み）。

信漁連（28）及び一定規模以上（貯金等合計額 200 億円以上）の漁協（県一漁協 5、単位漁協 2）を対象とします。

### 【概要】

- ✓ 信漁連と貯金等合計額 200 億円以上の漁協について、公認会計士による会計監査を義務付け

### 実施に当たっての配慮

公認会計士監査への移行に際し、実質的負担が増加することがないこと等、政府が適切な配慮をする旨を法律附則に規定し、十分な移行期間をとって円滑な移行に向けた準備を進めます。

## 海区漁業調整委員会の委員選出方法等の見直し

海区漁業調整委員会は、漁業者・漁業従事者を主体として、漁業調整上重要な役割を果たしています。今後、資源管理や水域の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割は更に重要性を増すものと認識しています。

このため、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を維持し、漁業者・漁業従事者の意見を反映できる委員会としつつ、このような役割をよりの確に果たせるよう、委員の選出方法等を見直します。

### 【概要】

- ✓ 海区漁業調整委員会は、都道府県知事による海区漁場計画の作成や漁業権の免許に当たっての意見、委員会指示の発出等を行う行政委員会
- ✓ 委員は、漁業に関する識見を有する者から、都道府県知事が議会同意を得て、任命
- ✓ 委員の定数は 15 名とするが、10 ～ 20 名の範囲内において条例で定数の増減が可能
- ✓ 委員の過半数は漁業者・漁業従事者でなければならない。都道府県知事は、地区、漁業の種類等に著しい偏りが生じないよう配慮。その他、資源管理や経営問題に詳しい学識経験者や利害関係を有しない者を含む
- ✓ 委員の選任に際しては、漁業者・団体による推薦や応募を行い、その結果は公表するとともに、知事はこれを尊重する義務あり

### 実施に当たっての配慮

現行の委員の任期は令和 2（2020）年 8 月で満了となりますが、新たな制度へ移行するための準備期間が必要であることから、新制度は令和 3（2021）年 4 月から実施するものとし、その間は現行委員の任期を延長します。